

平成28年熊本地震義援金募集要綱

社会福祉法人 富山県共同募金会

1 趣 旨

平成28年4月14日の熊本県熊本地方を震源とする地震により、家屋の倒壊等甚大な被害が発生し、熊本県の全市町村に災害救助法が適用されました。

本会では被災者の方々の救助の一助とするために災害義援金を募集します。

2 災害義援金の名称

平成28年熊本地震義援金

3 受付期間

令和3年3月31日（水）まで

4 災害義援金受入口座

北陸銀行 県庁内支店 普通預金

口座番号 6007213

口座名義 社会福祉法人富山県共同募金会 災害義援金

北陸銀行の窓口を利用する場合は、通常の振込用紙を使用すれば振込手数料は無料となります。他行利用の場合は手数料がかかります。

この義援金は、所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当します。

5 災害義援金取扱い窓口

富山県共同募金会と県内市町村共同募金委員会 ※それぞれ土日祝日を除きます。

6 税制上の優遇措置

お寄せいただいた義援金は、税制上の優遇措置対象（地方公共団体に対する寄附金に該当）となります。

金融機関での振込金受領証等に本「平成28年熊本地震義援金募集要綱」を添えて、確定申告時にご提出ください。

寄付者が希望する場合、申し出により後日領収書を発行します。

7 災害義援金の配分

寄せられた義援金については、全額、熊本県共同募金会へ送金し、熊本県の行政、熊本県共同募金会、日本赤十字社各支部等で構成される災害義援金の募集・配分委員会において取りまとめを行い、配分基準に基づき、被災地の各市町村を通じて被災者に配分されます。

8 お問い合わせ

富山県共同募金会事務局

〒930-0094 富山市安住町5番21号富山県総合福祉会館3F

TEL 076-431-9800 FAX 076-432-6551

(附則)

- (1) この要綱は平成28年4月21日施行する。
- (2) この要綱は平成28年6月10日に一部変更
- (3) この要綱は平成29年2月20日に一部変更
- (4) この要綱は平成30年2月8日に一部変更
- (5) この要綱は平成31年3月4日に一部変更
- (6) この要綱は令和2年3月25日に一部変更